主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人藤井勲、同出口みどりの上告理由について

労働者災害補償保険法二七条一号所定の事業主の特別加入の制度は、労働者に関 し成立している労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。) を前提として、右保険関係上、事業主を労働者とみなすことにより、当該事業主に 対する同法の適用を可能とする制度である(労働者災害補償保険法二八条)。原審 の適法に確定した事実関係等によれば、Dは、土木工事及び重機の賃貸を業として 行っていた者であるが、その使用する労働者をDが建設事業の下請として請け負っ た土木工事にのみ従事させており、重機の賃貸については、労働者を使用すること なく、請負に係る土木工事と無関係に行っていたというのである。そうであれば、 <u>同法二八条に基づきDの加入申請が承認されたことによって、その請負に係る土木</u> 工事が関係する建設事業につき保険関係が成立したにとどまり、労働者を使用する ことなく行っていた重機の賃貸業務については、労働者に関し保険関係が成立して いないものといわざるを得ないのであるから、Dは、重機の賃貸業務に起因する死 亡等に関し、同法に基づく保険給付を受けることができる者となる余地はない。し たがって、Dが業務上死亡したものとは認められないとした原審の判断は、説示中 に適切を欠く部分があるが、結論において是認することができる。論旨は、原判決 の結論に影響を及ぼさない部分についてその違法をいうに帰し、採用することがで きない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	井	嶋	_	友
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	高	橋	久	子
裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	藤	井	正	雄